



令和2年10月27日
庁議資料

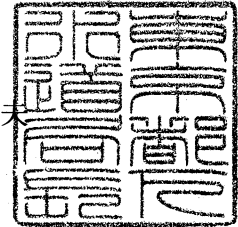
2下流管経第371号

令和2年9月17日

狛江市長 松原 俊雄 殿



東京都公営企業管理者
下水道局長 和賀井 克夫



流域下水道改良事業に要する費用の関係市町村の負担について（照会）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から流域下水道事業に対し、御支援及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、流域下水道改良事業に要する費用の関係市町村の負担について、別添のとおりとしたいと考えております。

つきましては、下水道法第31条の2第2項の規定に基づき意見照会しますので、令和2年10月20日までに御回答をお願いいたします。

流域下水道改良事業に要する費用の関係市町村の負担について

令和2年9月17日
流域下水道本部

内 容	1 議決理由						
	<p>流域下水道改良事業に要する費用の関係市町村の負担については、これまで利益剰余金から充当してきましたが、今後「改良負担金」として市町村ごとに御負担いただくよう変更いたします。</p> <p>変更にあたり、令和3年第一回東京都議会定例会において関係市町村の負担につき議決するものです。</p>						
参 考 資 料	2 議決内容						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">市町村名</td> <td>八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町</td> </tr> <tr> <td>負担金額</td> <td>5,399,000千円</td> </tr> <tr> <td>負担方法</td> <td>上記市町村から水再生センターへの下水の流入水量に応じてあん分する。</td> </tr> </table>	市町村名	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	負担金額	5,399,000千円	負担方法	上記市町村から水再生センターへの下水の流入水量に応じてあん分する。
	市町村名	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町					
	負担金額	5,399,000千円					
負担方法	上記市町村から水再生センターへの下水の流入水量に応じてあん分する。						
※負担金額については、令和3年度から7年度までの事業見込みによる。							
参考資料1	下水道法抜粋						
参考資料2	関係市町村負担金年度別内訳及び主な事業内容						

下水道法抜粋

(市町村の負担金)

第三十一条の二 第三条第二項又は第二十五条の十第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

- 2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

関係市町村負担金年度別内訳及び主な事業内容

関係市町村負担金年度別内訳

(単位：千円)

	見込額 (税込)					
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	計
総事業費	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	12,500,000
国費	271,000	220,000	280,000	260,000	240,000	1,271,000
都費	1,129,000	1,135,000	1,105,000	1,115,000	1,145,000	5,629,000
市町村費	1,100,000	1,145,000	1,115,000	1,125,000	1,115,000	5,600,000
うち改良負担金	899,000	1,145,000	1,115,000	1,125,000	1,115,000	5,399,000

は議決事項

※関係市町村の負担金年額は、流域下水道改良事業に要する年間の経費から、当該事業に対する国費を控除した額の2分の1に相当する額

(ただし、多摩川流域下水道改良事業のうち野川流域下水道改良事業における野川第二幹線の改良事業並びに北多摩一号及び北多摩二号流域下水道改良事業(終末処理場改良事業を除く。))

に係るものについては、当該事業に要する年間経費から、当該事業に対する国費を控除した額の10分の3に相当する額)

主な事業内容 (予定)

処理区	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
野川処理区	野川第一幹線人孔改良				
北多摩一号処理区	焼却炉設備改良 沈砂池機械改良	汚泥脱水機改良 沈砂池機械棟建物改良	焼却炉設備改良 汚水ポンプ改良	汚泥濃縮機改良 汚泥処理棟建物改良	焼却炉設備改良 汚水ポンプ改良
北多摩二号処理区	汚水ポンプ改良	汚泥濃縮機改良	焼却炉設備改良 汚泥脱水機改良	汚泥脱水機改良 汚泥濃縮機改良	北多摩二号幹線人孔改良
多摩川上流処理区	電気設備改良 照明設備改良	多摩川上流幹線人孔改良 マンホールポンプ非常用発電設備改良	焼却炉設備改良 管理棟建物改良	汚水ポンプ改良 残堀川幹線人孔改良	汚泥脱水機改良 機械棟建物改良
南多摩処理区	乞田幹線、稲城幹線人孔改良	焼却炉設備改良 沈砂池機械改良	焼却炉設備改良 汚水ポンプ改良	焼却炉設備改良 汚泥脱水機改良	汚泥脱水機改良 汚泥濃縮機改良
浅川処理区	沈砂池機械改良 汚水ポンプ改良	汚水ポンプ改良	汚泥濃縮機改良	焼却炉設備改良 汚泥濃縮機改良	汚水ポンプ改良 汚泥濃縮機改良
秋川処理区	沈砂池機械改良	汚水ポンプ改良	汚泥脱水機改良 あきる野幹線人孔改良	焼却炉設備改良 汚泥濃縮機改良	汚泥脱水機改良 秋川幹線人孔改良
荒川右岸処理区	焼却炉設備改良 沈砂池機械改良	汚水ポンプ改良	焼却炉設備改良 沈砂池機械改良	汚泥脱水機改良	焼却炉設備改良 汚泥濃縮機改良



柏環下発第 000229 号
令和 2 年 10 月 14 日

東京都公営企業管理者
下水道局長 和賀井 克夫 様

柏江市長 松原 俊雄

流域下水道改良事業に要する費用の関係市町村の負担について (回答)

令和 2 年 9 月 17 日付け 2 下流管経第 371 号で意見照会のありました流域下水道改良事業に要する費用の関係市町村の負担について、同意します。

<連絡先>

東京都柏江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
下水道課事業経営係 高橋
電話 : 03-3430-1111 (内線 2523)